



神戸市公報

発行所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人

神戸市長

発行日

毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	地域協働局住民課	1
告示	個人番号カード及び電子証明書再発行に係る手数料における指定公金事務取扱者の指定	地域協働局住民課	3
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(養田自治会ほか)	地域協働局地域活性課	4
告示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定(医療法人実風会新生病院)	健康局保健所保健課	7
告示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる特定病院の認定(医療法人実風会新生病院)	健康局保健所保健課	8
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法による指定医療機関の名称の変更	福祉局くらし支援課	11
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区千鳥が丘3丁目)	都市局都市計画課	12
公告	神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	13
公告	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく略式代執行	建築住宅局建築指導部 安全対策課	14
公告	建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催	建築住宅局建築指導部 建築安全課	15
選挙管理委員会	法定連署数の告示	選挙管理委員会事務局	16

神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第3号

神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市印鑑条例施行規則（昭和47年10月規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（登録の申請の確認） 第5条 条例第5条第1項の規定による確認は、市長が登録の申請が本人の意思に基づくものであるかについての照会書を本人に送付し、期限を付して、当該照会書の回答欄に本人が記入及び押印をしたもの並びに市長が適当であると認める本人に係る書類を本人に持参させる方法（やむを得ない理由により本人がこれらの書類を持参することができないときは、当該照会書の回答欄及び委任し	（登録の申請の確認） 第5条 条例第5条第1項の規定による確認は、市長が登録の申請が本人の意思に基づくものであるかについての照会書を本人に送付し、期限を付して、当該照会書の回答欄に本人が記入及び押印をしたもの並びに<u>健康保険の被保険者証その他の</u>市長が適当であると認める本人に係る書類を本人に持参させる方法（やむを得ない理由により本人がこれらの書類を持参することができないときは、

た旨の記載欄に本人が記入及び押印をしたもの、市長が適当であると認める本人に係る書類又はその写し並びに代理人の次の各号のいずれかに掲げる書類又は市長が適当であると認める書類を代理人に持参させる方法）により行うものとする。ただし、本人が次の各号のいずれかに掲げる書類を持参することにより当該申請が本人の意思に基づくものであることが確認できるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定により付すべき期限は、当該申請のあった日から起算して30日目の日とする。

当該照会書の回答欄及び委任した旨の記載欄に本人が記入及び押印をしたもの、健康保険の被保険者証その他の市長が適当であると認める本人に係る書類又はその写し並びに代理人の次の各号のいずれかに掲げる書類を代理人に持参させる方法）により行うものとする。ただし、本人が次の各号のいずれかに掲げる書類を持参することにより当該申請が本人の意思に基づくものであることが確認できるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定により付すべき期限は、当該申請のあった日から起算して1箇月目の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年6月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者
 - (1) キャリアリンク株式会社
 - (2) 東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収または収納事務に係る歳入の種類
個人番号カード及び電子証明書再発行に係る手数料
- 3 指定公金事務取扱者の指定年月日
令和7年6月10日
- 4 指定公金事務取扱者へ委託する期間
令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

令和7年6月10日 神戸市公報第3914号

神戸市告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、養田自治会、朝日が丘自治会、道場町自治会道場5組、南落合1丁目自治会、藤原台中町自治会、水谷南自治会、鈴蘭台友が丘自治会、日下部町部自治会、篠原台南自治会、星和台連合自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	養田自治会	朝日が丘自治会	道場町自治会道場5組
主たる事務所	神戸市西区押部谷町養田字殿井94番地の2	神戸市西区北山台2丁目23番19号	神戸市北区道場町日下部697番地の18
代表者の氏名	古東 勉	池上 正代	坂本 麻衣
代表者の住所	神戸市西区押部谷町養田87番地	神戸市西区北山台2丁目5番18号	神戸市北区道場町日下部697番地の18

名称	南落合1丁目自治会	藤原台中町自治会	水谷南自治会
主たる事務所	神戸市須磨区南落合1丁目11番1号	神戸市北区藤原台中町3丁目6番7号	神戸市西区玉津町水谷3番地の26
代表者の氏名	吉田 賢二	黒川 富美子	南 惠津子
代表者の住所	神戸市須磨区南落合1丁目7番14号	神戸市北区藤原台中町3丁目9番10号	神戸市西区玉津町水谷3番地の26

名称	鈴蘭台友が丘自治会	日下部町部自治会	篠原台南自治会
主たる事務所	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目9番3号	神戸市北区道場町日下部125番地の2	神戸市灘区篠原台18番25号
代表者の氏名	辻 弘代	山本 一廣	田中 元二
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目14番1号	神戸市北区道場町日下部125番地の2	神戸市灘区篠原台16番16号

名称	星和台連合自治会
主たる事務所	神戸市北区星和台6丁目28番地の14
代表者の氏名	佐藤 修一
代表者の住所	神戸市北区星和台4丁目19番地の5

令和7年6月10日 神戸市公報第3914号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 養田自治会

平成31年1月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森岡 康博	山本 勝好
代表者の住所	神戸市西区押部谷町養田522番地	神戸市西区押部谷町養田596番地の2

令和3年1月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 勝好	森岡 真己
代表者の住所	神戸市西区押部谷町養田596番地の2	神戸市西区押部谷町養田180番地の3

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森岡 真己	古東 勉
代表者の住所	神戸市西区押部谷町養田180番地の3	神戸市西区押部谷町養田87番地

(2) 朝日が丘自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	崎元 好子	池上 正代
代表者の住所	神戸市西区北山台2丁目29番37号	神戸市西区北山台2丁目5番18号

(3) 道場町自治会道場5組

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区道場町日下部697番地の30	神戸市北区道場町日下部697番地の18
代表者の氏名	池田 勉	坂本 麻衣
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部697番地の30	神戸市北区道場町日下部697番地の18

(4) 南落合1丁目自治会

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	青野 眞理子	吉田 賢二
代表者の住所	神戸市須磨区南落合1丁目3番15号	神戸市須磨区南落合1丁目7番14号

令和7年6月10日 神戸市公報第3914号

(5) 藤原台中町自治会

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	和田 樹	黒川 富美子
代表者の住所	神戸市北区藤原台中町7丁目33番11号	神戸市北区藤原台中町3丁目9番10号

(6) 水谷南自治会

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区玉津町水谷35番地の6	神戸市西区玉津町水谷3番地の26
代表者の氏名	田邊 繁人	南 恵津子
代表者の住所	神戸市西区玉津町水谷35番地の6	神戸市西区玉津町水谷3番地の26

(7) 鈴蘭台友が丘自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小野 俊一郎	辻 弘代
代表者の住所	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目14番3号	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目14番1号

(8) 日下部町部自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区道場町塩田1954番地8	神戸市北区道場町日下部125番地の2
代表者の氏名	井上 武司	山本 一廣
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田1954番地8	神戸市北区道場町日下部125番地の2

(9) 篠原台南自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	宮田 裕次	田中 元二
代表者の住所	神戸市灘区篠原台11番2号	神戸市灘区篠原台16番16号

(10) 星和台連合自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中野 良子	佐藤 修一
代表者の住所	神戸市北区星和台7丁目3番地の1	神戸市北区星和台4丁目19番地の5

神戸市告示第161号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 33 条の 6 第 2 項後段の規定に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院として下記の精神科病院を指定した。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人実風会 新生病院	神戸市西区伊川谷町潤和字横尾 238－475	令和 7 年 5 月 1 日

神戸市告示第162号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律 123 号)第 21 条第 4 項後段及び第 33 条第 3 項後段の規定に基づく特例措置を採ることができる特定病院として下記の精神科病院を認定した。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人実風会 新生病院	神戸市西区伊川谷町潤和字横尾 238－475	令和 7 年 5 月 1 日

令和7年6月10日 神戸市公報第3914号

神戸市告示第163号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
梅村 弥生(まごころ マッサージ院)	梅村 弥生	神戸市灘区森後町 1 丁目 2 番 5 号	令和 7 年 5 月 2 日
下前 琳(チョウ鍼灸 整骨院)	下前 琳	神戸市垂水区名谷町 字湯屋谷 2 2 5 1 番 地	令和 7 年 5 月 1 日

2. あん摩・マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
梅村 弥生(まごころ マッサージ院)	梅村 弥生	神戸市灘区森後町 1 丁目 2 番 5 号	令和 7 年 5 月 2 日

令和7年6月10日 神戸市公報第3914号

神戸市告示第164号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月10日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
老人保健施設らぽーと	神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	令和7年4月30日
ともの薬局	神戸市北区藤原台中町2丁目15-9	令和7年5月1日

神戸市告示第165号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支
援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名
称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)さくら薬局 神戸井吹台 店 (旧)赤羽薬局西神南店	神戸市西区井吹台北町 2 丁目 1 7 番 1 5	令和 7 年 5 月 1 日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年6月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区千鳥が丘3丁目2252番1756、2252番1765の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県明石市大久保町大窪497番地1
関西住宅販売株式会社
代表取締役 横野 修三
- 3 許可番号
令和6年5月21日 第8184号
（変更許可 令和7年1月9日 第2188号
変更許可 令和7年4月21日 第2212号）

令和7年6月10日 神戸市公報第3914号

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号）第 10 条第 1 項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土 地 の 表 示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	山田町原野	樋詰	30 番のうち 別図の斜線部分	297 m ² のうち 33.46 m ²	農用地区域 から除外す る。
神戸	北	山田町中	宮ノ片	91 番のうち 別図の斜線部分	1,231 m ² のうち 77.76 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	北	八多町下小名田	平井	853 番のうち 別図の斜線部分	425 m ² のうち 90.75 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	伊川谷町前開	岡界地	1737 番のうち 別図の斜線部分	818 m ² のうち 180.6 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる下記建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が確知できないため、同法第 22 条第 10 項後段の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象となる特定空家等の所在地

住居表示 神戸市垂水区山手 4 丁目 9 番 1 号

地 番 神戸市垂水区山手 4 丁目 1340 番 3

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等の解体除却等を行うこと。

また、対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を搬出し、適切に処理すること。

3 措置の期限

令和 7 年 7 月 7 日

期限までに措置が履行されない場合、神戸市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行います。

4 動産等の取扱い

市長等が当該特定空家等の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地内に残置されている動産等を撤去・処分等適切に処理を行います。

動産等について権利を主張しようとする者は、3 の措置の期限までに下記の問い合わせ先に通知してください。

問い合わせ先

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

住所 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号 三宮国際ビル 5 階

電話 0 7 8 - 5 9 5 - 6 5 7 3

FAX 0 7 8 - 5 9 5 - 6 6 6 4

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第7項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和7年6月10日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

(1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

兵庫県神戸市中央区新港町11番1 ジーライオンアワーズビル9階

株式会社モトーレン神戸 代表取締役 片岡 伊佐夫

(2) 建築物の敷地の所在

兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷ノ前1422番1、1465番1

(3) 建築物の用途

自動車修理工場

(4) 工事の種別

増築

(5) 建築物の構造及び規模

ア 構造

鉄骨造

イ 規模

敷地面積	1264.43 平方メートル
建築面積	737.25 平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	793.87 平方メートル (自動車修理工場 522.07 平方メートル)
階 数	地上2階

2 意見の聴取の期日及び場所

(1) 期日

令和7年6月26日（木）午後2時30分から

(2) 場所

兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1281 施設名 有瀬会館 2階 ホール

3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6553

4 その他

当日は午後2時から会場にて受付を行います。

会場では感染症対策にご協力をお願いします。

神戸市選告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年6月10日

神戸市選挙管理委員会

委員長 村上雅彦

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,659</u>
2	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>205,486</u>
3	選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,115</u>
4	神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
	東灘区	<u>57,162</u>
	灘区	<u>35,968</u>
	中央区	<u>37,036</u>
	兵庫区	<u>30,189</u>
	北区	<u>58,523</u>
	長田区	<u>25,442</u>
	須磨区	<u>43,309</u>
	垂水区	<u>58,479</u>
	西区	<u>64,867</u>